

令和7年杉並区教育委員会規則

規則番号	題名
24	杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
25	杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
26	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
27	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
28	杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
29	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
30	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
31	杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
32	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 2 4 号

杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成 1 2 年杉並区教育委員会規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「及び第 1 1 号」を「から第 1 2 号まで」に改め、同項中第 1 3 号を第 1 4 号とし、第 1 2 号を第 1 3 号とし、第 1 1 号の次に次の 1 号を加える。

（1 2） 育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

第 5 条第 5 項中「育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業」を「育児部分休業」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(欠勤等日数) 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号から第12号までに掲げる期間にあつては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号から第12号までに掲げる期間にあつては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 (1)～(11) 略 (12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間 (13) 略 (14) 略 2～4 略 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第18条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。	(欠勤等日数) 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 (1)～(11) 略 (12) 略 (13) 略 2～4 略 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第18条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 2 5 号

杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則（平成 1 9 年杉並区教育委員会規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「及び第 1 1 号」を「から第 1 2 号まで」に改め、同項中第 1 3 号を第 1 4 号とし、第 1 2 号を第 1 3 号とし、第 1 1 号の次に次の 1 号を加える。

（1 2） 育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

第 5 条第 5 項中「育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業」を「育児部分休業」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(欠勤等日数) 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第13条及び第14条の規定による休日並びに勤務時間条例第15条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号から第12号までに掲げる期間にあつては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号から第12号までに掲げる期間にあつては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 (1)～(11) 略 (12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間 (13) 略 (14) 略 2～4 略 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第19条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。	(欠勤等日数) 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第13条及び第14条の規定による休日並びに勤務時間条例第15条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 (1)～(11) 略 (12) 略 (13) 略 2～4 略 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第19条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 2 6 号

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成 1 2 年杉並区教育委員会規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「及び第 1 1 号」を「から第 1 2 号まで」に、「第 1 5 号」を「第 1 6 号」に改め、同項中第 1 9 号を第 2 0 号とし、第 1 2 号から第 1 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 1 号の次に次の 1 号を加える。

（1 2） 育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

第 5 条第 5 項中「育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）」を「育児部分休業」に改め、同条第 6 項中「介護休暇」の次に「又は育児部分休業」を、「ついては、」の次に「それぞれ」を加え、「育児短時間勤務職員等として在職した期間にあつては、」を「育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあつては」に、「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあつては、」を「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間にあつては」に、「合計した時間を勤務時間条例」を「それぞれ合計した時間を勤務時間条例」改め、同条第 7 項中「、子育て部分休暇又は部分休業」を「又は子育て部分休暇」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(欠勤等日数) 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号から第12号までに掲げる期間にあつては3分の2日とし、第16号に掲げる期間にあつては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号から第12号までに掲げる期間にあつては、3分の2日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。 (1)～(11) 略 (12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略 (18) 略 (19) 略 (20) 略 2～4 略 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第18条の2第1項に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）、勤務時間条例第18条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」	(欠勤等日数) 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあつては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号及び第11号に掲げる期間にあつては、3分の2日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。 (1)～(11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略 (18) 略 (19) 略 2～4 略 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第18条の2第1項に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）、勤務時間条例第18条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」

新	旧
という。)若しくは組合休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児部分休業_____により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。 6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあっては)日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間にあっては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。))で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。 7 第5項の規定は、介護時間又は子育て部分休暇_____により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は子育て部分休暇_____により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間をそれぞれ合計	という。)若しくは組合休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(以下「部分休業」という。)により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。 6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇_____により勤務しない期間については、_____日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、_____日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、_____日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例_____第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。))で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。 7 第5項の規定は、介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間をそれぞれ合計

新	旧
した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。	した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 2 7 号

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則（平成 1 9 年杉並区教育委員会規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「及び第 1 1 号」を「から第 1 2 号まで」に、「第 1 5 号」を「第 1 6 号」に改め、同項中第 1 9 号を第 2 0 号とし、第 1 2 号から第 1 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 1 号の次に次の 1 号を加える。

（1 2） 育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

第 5 条第 5 項中「育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）」を「育児部分休業」に改め、同条第 6 項中「介護休暇」の次に「又は育児部分休業」を、「ついては、」の次に「それぞれ」を加え、「育児短時間勤務職員等として在職した期間にあつては、」を「育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあつては」に、「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあつては、」を「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間にあつては」に、「合計した時間を勤務時間条例」を「それぞれ合計した時間を勤務時間条例」に改め、同条第 7 項中「、子育て部分休暇又は部分休業」を「又は子育て部分休暇」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(欠勤等日数) 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号から第12号までに掲げる期間にあっては3分の2日とし、第16号に掲げる期間にあっては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号から第12号までに掲げる期間にあっては、3分の2日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。 (1)～(11) 略 (12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略 (18) 略 (19) 略 (20) 略 2～4 略 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第19条の2第1項に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）、勤務時間条例第19条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」	(欠勤等日数) 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号及び第11号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあっては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号及び第11号に掲げる期間にあっては、3分の2日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。 (1)～(11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略 (18) 略 (19) 略 2～4 略 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第19条の2第1項に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）、勤務時間条例第19条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」

新	旧
という。)若しくは組合休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児部分休業_____により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。 6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあっては)日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間にあっては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。))で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。 7 第5項の規定は、介護時間又は子育て部分休暇_____により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は子育て部分休暇_____により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間をそれぞれ合計	という。)若しくは組合休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(以下「部分休業」という。)により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。 6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇_____により勤務しない期間については、_____日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、_____日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、_____日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例_____第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。))で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。 7 第5項の規定は、介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間をそれぞれ合計

新	旧
した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。	した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月25日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第28号

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「あつては、」を「あつては」に改め、「2分の1日」の次に「とし、第6号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。」を加え、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6） 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）をしている会計年度任用講師として在職した期間

第24条第3項中「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）」を「部分休業」に改める。

第24条の2第1項中「第8号」を「第6号に掲げる期間にあつては3分の2日とし、第9号」に改め、「、2日」を「2日とする。」に改め、「（1日」の次に「（第6号に掲げる期間にあつては、3分の2日）」を加え、同項中第13号を第14号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

（6） 部分休業をしている会計年度任用講師として在職した期間

第24条の2第4項中「介護休暇」の次に「又は部分休業」を、「ついては、」の次に「それぞれ」を加え、「合計した時間」を「それぞれ合計した時間」に改め、同条第5項中「、子育て部分休暇又は部分休業」を「又は子育て部分休暇」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(期末手当の欠勤等日数) 第24条 第23条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第25条において「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から会計年度任用講師勤務時間規則第5条及び第6条の規定による週休日、会計年度任用講師勤務時間規則第11条の規定による休日並びに会計年度任用講師勤務時間規則第12条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における1日の所定の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号、第2号及び第5号に掲げる期間に<u>あつては</u> 2分の1日<u>とし、第6号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。</u>）として換算した日数（1日（第1号、第2号及び第5号に掲げる期間に<u>あつては</u> 2分の1日<u>とし、第6号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。</u>）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 (1)～(5) 略 <u>(6) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）をしている会計年度任用講師として在職した期間</u> <u>(7) 略</u> <u>(8) 略</u> 2 略 3 前項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の所定の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は<u>部分休業</u>により勤務しない時間又は会計年度任用講師勤務時間規則第29条の2第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない時間（第25条において「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。 4 略 (勤勉手当の欠勤等日数)	(期末手当の欠勤等日数) 第24条 第23条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第25条において「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から会計年度任用講師勤務時間規則第5条及び第6条の規定による週休日、会計年度任用講師勤務時間規則第11条の規定による休日並びに会計年度任用講師勤務時間規則第12条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における1日の所定の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号、第2号及び第5号に掲げる期間に<u>あつては</u> 2分の1日 _____）として換算した日数（1日（第1号、第2号及び第5号に掲げる期間に<u>あつては</u> 2分の1日 _____）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 (1)～(5) 略 <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u> 2 略 3 前項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の所定の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）</u>により勤務しない時間又は会計年度任用講師勤務時間規則第29条の2第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない時間（第25条において「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。 4 略 (勤勉手当の欠勤等日数)

新	旧
第24条の2 第23条の2の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第25条の2において「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における1日の所定の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第6号に掲げる期間にあつては3分の2日とし、第9号に掲げる期間にあつては2日とする。）として換算した日数（1日（第6号に掲げる期間にあつては、3分の2日）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 (1)～(5) 略 (6) 部分休業をしている会計年度任用講師として在職した期間 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 2及び3 略 4 第1項及び前項の規定は、介護休暇又は部分休業により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（パートタイム講師として在職した期間にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を会計年度任用講師勤務時間規則第2条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数（以下「パートタイム講師に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。 5 第3項の規定は、介護時間又は子育て部分休暇により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び	第24条の2 第23条の2の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第25条の2において「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における1日の所定の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第8号に掲げる期間にあつては、2日）として換算した日数（1日未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 (1)～(5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 2及び3 略 4 第1項及び前項の規定は、介護休暇_____により勤務しない期間については、_____日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（パートタイム講師として在職した期間にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を会計年度任用講師勤務時間規則第2条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数（以下「パートタイム講師に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。 5 第3項の規定は、介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び

新	旧
1 日未満の端数の時間（パートタイム講師として在職した期間において介護時間又は子育て部分休暇により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間をパートタイム講師に係る算出率で除して得た時間を 7 時間45分をもって 1 日として換算した日及び 1 日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。 6 略	1 日未満の端数の時間（パートタイム講師として在職した期間において介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間をパートタイム講師に係る算出率で除して得た時間を 7 時間45分をもって 1 日として換算した日及び 1 日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。 6 略

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 2 9 号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 12 年杉並区教育委員会規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 4 項に次の 1 号を加える。

（9） 育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間

第 3 0 条第 1 1 項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりににおいて」を削り、同項ただし書を削る。

第 3 0 条の 2 第 2 項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削り、同条第 3 項中「による部分休業」の次に「（以下「第 1 号部分休業」という。）」を加え、「当該部分休業」を「当該第 1 号部分休業」に改める。

第 3 0 条の 2 の 2 第 2 項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削り、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条中第 9 項を第 1 0 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 杉並区職員の育児休業等に関する条例第 1 5 条の 2 第 1 項の規定による部分休業の承認を受けている職員については、子育て部分休暇を承認することはできない。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(年次有給休暇の繰越し) 第14条 略 2 及び 3 略 4 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。 (1)～(8) 略 <u>(9) 育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間</u> (介護休暇) 第30条 略 2～10 略 11 時間を単位とする介護休暇は_____、 1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。 _____ _____ _____ 12～16 略 (介護時間) 第30条の2 略 2 介護時間の承認は_____、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 3 杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）第15条の規定による部分休業<u>（以下「第1号部分休業」という。）</u>の承認又は条例第18条の2の2第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から<u>当該第1号部分休業</u>又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4～7 略	(年次有給休暇の繰越し) 第14条 略 2 及び 3 略 4 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。 (1)～(8) 略 (介護休暇) 第30条 略 2～10 略 11 時間を単位とする介護休暇は、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、</u> 1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。 <u>ただし、当該日の他の休暇（前条第1項に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日のすべての正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。</u> 12～16 略 (介護時間) 第30条の2 略 2 介護時間の承認は、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりに、</u>1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 3 杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）第15条の規定による部分休業_____の承認又は条例第18条の2の2第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から<u>当該部分休業</u>又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4～7 略

新	旧
(子育て部分休暇) 第30条の2の2 略 2 子育て部分休暇の承認は_____、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 3 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による第1号部分休業の承認、条例第17条第1項の規定による育児時間の承認又は条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該第1号部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4～6 略 7 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の2第1項の規定による部分休業の承認を受けている職員については、子育て部分休暇を承認することはできない。 8 略 9 略 10 略	(子育て部分休暇) 第30条の2の2 略 2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 3 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業の承認、条例第17条第1項の規定による育児時間の承認又は条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4～6 略 7 略 8 略 9 略

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 3 0 号

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 1 9
年杉並区教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 4 項に次の 1 号を加える。

（9） 育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかつた期間

第 3 5 条第 2 項ただし書を削る。

第 3 5 条の 2 第 2 項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりににおいて」を削り、
同条第 3 項中「する部分休業」の次に「（以下「第 1 号部分休業」という。）」を加え、
「又は部分休業」を「又は第 1 号部分休業」に改める。

第 3 5 条の 2 の 2 第 2 項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりににおいて」を削り、
同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条中第 9 項を第 1 0 項とし、
第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 杉並区職員の育児休業等に関する条例第 1 5 条の 2 第 1 項に規定する部分休業
の承認を受けている職員については、子育て部分休暇を承認することはできない。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(年次有給休暇の繰越し) 第15条 略 2 及び 3 略 4 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。 (1)～(8) 略 <u>(9) 育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間</u> (介護休暇) 第35条 略 2 介護休暇は、その承認された期間内に日又は時間を単位として、連続し、又は断続して利用することができる。 _____ _____ _____ _____ 3～7 略 (介護時間) 第35条の2 略 2 介護時間の承認は _____、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 3 第25条に規定する育児時間、第35条の2の2に規定する子育て部分休暇又は杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）第15条に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）を承認されている職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、子育て部分休暇又は第1号部分休業を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4～7 略 (子育て部分休暇) 第35条の2の2 略	(年次有給休暇の繰越し) 第15条 略 2 及び 3 略 4 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。 (1)～(8) 略 (介護休暇) 第35条 略 2 介護休暇は、その承認された期間内に日又は時間を単位として、連続し、又は断続して利用することができる。<u>ただし、時間を単位とする介護休暇を利用する場合において、当該利用する日の他の休暇（前条に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての正規の勤務時間について勤務しないこととなるときは、当該日の当該介護休暇は承認しない。</u> 3～7 略 (介護時間) 第35条の2 略 2 介護時間の承認は、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて</u>、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 3 第25条に規定する育児時間、第35条の2の2に規定する子育て部分休暇又は杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）第15条に規定する部分休業 _____を承認されている職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、子育て部分休暇又は部分休業 _____を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4～7 略 (子育て部分休暇) 第35条の2の2 略

新	旧
2 子育て部分休暇の承認は_____、1 日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 3 第25条に規定する育児時間、第35条の2に規定する介護時間又は杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条に規定する第1号部分休業を承認されている職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、介護時間又は第1号部分休業を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4～6 略 7 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の2第1項に規定する部分休業の承認を受けている職員については、子育て部分休暇を承認することとはできない。 8 略 9 略 10 略	2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 3 第25条に規定する育児時間、第35条の2に規定する介護時間又は杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条に規定する部分休業_____を承認されている職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、介護時間又は部分休業_____を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4～6 略 7 略 8 略 9 略

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月25日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第31号

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第6項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間

第26条第4項中「、申請する当該会計年度任用講師について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同項ただし書を削る。

第28条第2項中「、申請する会計年度任用講師について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第3項中「による部分休業」の次に「（以下「第1号部分休業」という。）」を加え、「当該部分休業」を「当該第1号部分休業」に改める。

第29条の2第1項中「満3歳に達した日」を「満6歳に達する日後の最初の4月1日」に改め、同条第2項中「、申請する会計年度任用講師について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第5項中「第9項」を「第10項」に改める。

第29条の3に次の1項を加える。

2 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の2第1項の規定による部分休業の承認を受けている職員については、子育て部分休暇を承認することはできない。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(年次有給休暇) 第13条 略 2～5 略 6 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。 (1)～(4) 略 <u>(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間</u> <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 7及び8 略 (介護休暇) 第26条 略 2及び3 略 4 時間を単位とする介護休暇は_____、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。_____ _____ _____ _____ 5～8 略 (介護時間) 第28条 略 2 介護時間の承認は_____、1日につき当該勤務時間から5時間45分を減じた時間（次項並びに第29条の2第2項及び第3項において「基準時間」という。）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。	(年次有給休暇) 第13条 略 2～5 略 6 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。 (1)～(4) 略 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 7及び8 略 (介護休暇) 第26条 略 2及び3 略 4 時間を単位とする介護休暇は、<u>申請する当該会計年度任用講師について定められた勤務時間の始め又は終わりに</u>において、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。<u>ただし、当該日の他の休暇（前条第1項に規定するものを除く。）</u>、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての申請する会計年度任用講師について定められた勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。 5～8 略 (介護時間) 第28条 略 2 介護時間の承認は、<u>申請する会計年度任用講師について定められた勤務時間の始め又は終わりに</u>において、1日につき当該勤務時間から5時間45分を減じた時間（次項並びに第29条の2第2項及び第3項において「基準時間」という。）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

新	旧
3 杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）第15条の規定による部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認又は第29条の2の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用講師に対する介護時間の承認については、1日につき基準時間から当該第1号部分休業又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	3 杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）第15条の規定による部分休業_____の承認又は第29条の2の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用講師に対する介護時間の承認については、1日につき基準時間から当該部分休業_____又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
4～6 略 （子育て部分休暇）	4～6 略 （子育て部分休暇）
第29条の2 教育委員会は、会計年度任用講師が、当該会計年度任用講師の子であって、満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳（次に掲げる場合にあっては、満18歳）に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。 （1）～（4） 略	第29条の2 教育委員会は、会計年度任用講師が、当該会計年度任用講師の子であって、満3歳に達した日_____から満12歳（次に掲げる場合にあっては、満18歳）に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。 （1）～（4） 略
2 子育て部分休暇の承認は_____、1日につき基準時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。	2 子育て部分休暇の承認は、申請する会計年度任用講師について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき基準時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。
3 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による第1号部分休業の承認又は第20条の規定による育児時間の承認若しくは第28条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用講師に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき基準時間から当該第1号部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	3 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業の承認又は第20条の規定による育児時間の承認若しくは第28条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用講師に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき基準時間から当該部分休業____、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
4 略	4 略
5 幼稚園職員勤務時間規則第30条の2の2第5項から第10項までの規定は、会計年度任用講師の子育て部分休暇の申請及び承認等について準用する。 （子育て部分休暇を承認することができる会計年度任用講師）	5 幼稚園職員勤務時間規則第30条の2の2第5項から第9項までの規定は、会計年度任用講師の子育て部分休暇の申請及び承認等について準用する。 （子育て部分休暇を承認することができる会計年度任用講師）
第29条の3 略 2 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の2第1項の規定による部分休業の承認を受けている職員については、子育て部分休暇を承認することはできない。	第29条の3 略

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 3 2 号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則（平成 2 8 年杉並区教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とする。

第 4 条中「若しくは第 3 項の支援給付又は」を「及び第 3 項の支援給付、」に、「の支給を必要とする状態にある者若しくは」を「並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 6 号。以下「平成 2 5 年改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成 2 5 年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第 1 4 条第 1 項の支援給付、平成 2 5 年改正法附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第 1 4 条第 3 項の支援給付及び平成 2 5 年改正法附則第 2 条第 3 項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は」に改め、同条を第 3 条とする。

第 4 条の 2 を削る。

第 5 条中「外国人に対する生活保護法に準じて行う保護を必要とする状態にある者又は外国人に対する生活保護法に準じて行う保護を受けていた者」を「「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和 2 9 年 5 月 8 日付け社発第 3 8 2 号厚生省社会局長通知）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 2 項の要保護者又は同条第 1 項の被保護者であった者に準ずる者」に改め、

同条を第4条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則
新旧対照表

新	旧
(別表第3の事務及び情報) 第2条 略 第3条 条例別表第3の2の項に規定する教育委員会規則で定める情報は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項の支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報とする。 第4条 条例別表第3の3の項に規定する教育委員会規則で定める情報は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知）に基づく外国人（日本の国籍を有し	(別表第2の事務) 第2条 条例別表第2の22の項に規定する教育委員会規則で定める事務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第15条第1項第7号の災害共済給付の給付金の支払の請求に係る事実についての審査に関する事務とする。 (別表第3の事務及び情報) 第3条 略 第4条 条例別表第3の2の項に規定する教育委員会規則で定める情報は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給を必要とする状態にある者若しくは 支給を受けていた者に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報とする。 第4条の2 条例別表第3の2の2の項に規定する教育委員会規則で定める事務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条第1項第7号の災害共済給付の給付金の支払の請求に係る事実についての審査に関する事務とする。 第5条 条例別表第3の3の項に規定する教育委員会規則で定める情報は、外国人に対する生活保護法に準じて行う保護を必要とする状態にある者又は外国人に対する生活保護法に準じて行う保護を受けていた者

ない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者に準ずる者に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報とする。

に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報とする。